



事務連絡
平成25年1月28日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 食品衛生主管課 御中

医薬食品局食品安全部基準審査課
新開発食品保健対策室

組換え DNA 技術応用食品等の安全性審査の経た旨の公表について

組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の経た旨の公表について（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、下記の組換え DNA 技術応用食品について、安全性審査の経た旨を公表したのでお知らせします。

記

- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、
チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモ
ロコシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統
を掛け合わせた品種
- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、
チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統並びに除草剤グリホサート耐
性トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
- ・ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、
チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統並びにチョウ目害虫抵抗性ト
ウモロコシ MIR162 系統を掛け合わせた品種
- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモ
ロコシ MIR162 系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統を
掛け合わせた品種

- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統を掛け合わせた品種
- ・ チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種

(申請者 デュポン株式会社)

新開発食品保健対策室

担当：木阪・小林

TEL 03-5253-1111(内線 4272)

○法務省告示第三十八号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第七條第一項第二号の規定に基づき、平成二十五年法務省告示第三十一号(出入国管理及難民認定法第七條第一項第二号の規定に基づき)と同法別表第一の五の(二)に係る部分に限るしに掲げる活動を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十八日

法務大臣 谷垣 誠一

第五号中「若しくは中華人民共和国香港特別行政区政府(以下、中華人民共和国香港特別行政区政府若しくは「ウルウェー」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年一月一日から施行する。

○法務省告示第三十九号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に職制の記載に関する事務を行わせる。

平成二十五年一月二十八日

法務大臣 谷垣 誠一

○厚生労働省告示第八号
次に掲げる組織をDNA技術により得られた生物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十三年厚生告示第三十七号)第一條第一項の規定する安全性審査の手続を経た上で、組織をDNA技術を用いた食品及び添加物の安全性審査の手続(平成二十二年厚生告示第三十三号)第三條第一項の規定により公表する。

平成二十五年一月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

組織をDNA技術を用いた食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品名又は品目	名	社名	社名
どうもろこし	チヨウウ昆虫抵抗性及び除菌剤グルボシネー トウモロコシMON810系統、チヨウウ昆虫抵抗性 トウモロコシMON1507系統、チヨウウ昆虫抵抗性 トウモロコシMON1810系統並びに除菌剤グリホ サート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合 せた品種	チヨウウ昆虫抵抗性及び除菌剤グルボシネー トウモロコシMON1507系統、チヨウウ昆虫抵抗性 トウモロコシMON1810系統並びに除菌剤グリホ サート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合 せた品種	チヨロソク株式会社
どうもろこし	チヨウウ昆虫抵抗性及び除菌剤グルボシネー トウモロコシMON1507系統、チヨウウ昆虫抵抗性 トウモロコシMON1810系統並びに除菌剤グリホ サート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合 せた品種	チヨウウ昆虫抵抗性及び除菌剤グルボシネー トウモロコシMON1507系統、チヨウウ昆虫抵抗性 トウモロコシMON1810系統並びに除菌剤グリホ サート耐性トウモロコシNK603系統を掛け合 せた品種	チヨロソク株式会社

東京法務局所属
小磯 武男
東京法務局所属
保坂 洋孝
横浜地方法務局所属
丸山 慶二
名古屋法務局所属
堀 毅彦
広島法務局所属
飯田 謙示

○外務省告示第二十七号
平成二十四年十二月二十二日にジブチ、塞
物処理機材整備計画のための贈与に関する次の概
要の書簡の交換がジブチ共和国政府との間に行わ
れた。

- 1 援助の目的及び内容 廃棄物処理機材整備計
画を実施するために必要な生産物及び役務の購
入
- 2 贈与の限度額 十三億四千六百万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十八年五月三十一日
迄
- 4 署名者
日本側 西岡洋在ジブチ大使
マハムド・アリ・ヌソフ外務・国
際協力大臣
外務大臣 岸田 文雄

平成二十五年一月二十八日
外務大臣 岸田 文雄

○厚生労働省告示第九号

薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)第二條第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二條
第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一
般医療機器(平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十八日

別表第一の次に加える。

1097 奥崎牧田株式会社

別表第二の次に加える。

1792 マルニシ小腸内視鏡システム

○厚生労働省告示第十号

薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)第二條第八項の規定に基づき、薬事法第二條第八項の規
定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(平成十八年厚生労働省告示第二百九十七号)
の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十八日

別表二の次に加える。

1192 マルニシ小腸内視鏡システム

○厚生労働省告示第十一号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働
省令第六十九号)第四條第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品
質管理の基準に関する省令第四條第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する医療機器(平成十七
年厚生労働省告示第八十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月二十八日

本文の次に加える。

802 医療機器製造

803 ヌルニシ小腸内視鏡システム

○特許庁告示第三号

工業所有権の保護に関する特許法の特別法(平成二十三年法律第三十号)第三十七條の規定に基づき、
本条のとおり経過措置を行うための、同法第三十九條において使用する同法第三十四條の規定に基づき、
平成二十五年一月二十八日

特許庁長官 堀野 弘行